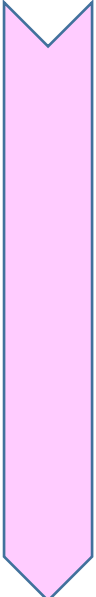


○ケース① 剣ヶ峰南西斜面から噴火の場合

火山活動の状況に応じた防災対応（噴火警戒レベル 1 から 3）

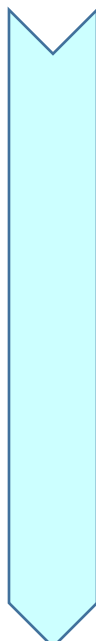
<噴火警戒レベルが引き上げられた際の防災対応>

	噴火警戒レベル 1 <パターン 1-N> 火山活動は静穏な状況	P.13
	噴火警戒レベル 1 <パターン 1-U> 火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合 住民等から異常現象に関する発見者通報があった場合	P.14
	噴火警戒レベル 2 <パターン 2-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 1km が発表された場合	P.15
	噴火警戒レベル 3 <パターン 3-2-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 2km が発表された場合	P.16
	噴火警戒レベル 3 <パターン 3-3-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 3km が発表された場合	P.18
	噴火警戒レベル 3 <パターン 3-4-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 4km が発表された場合	P.21

<噴火警戒レベルが引き下げられた際及び引き下げ後等の防災対応>

噴火警戒レベルが引き下げられた際の防災対応については、原則として警戒が必要な範囲の外側（地図上の ⊗ の地点）で立ち入りを規制する。

引き下げ後等においては、その後の火山活動の状況や噴火口の位置及び防災対策などにより、規制箇所を変更することもある。防災対応の変更が必要と考えられる場合は、速やかな対応に繋げるために予め関係機関において検討した防災（立入規制）対応図（地図上の ⊗ の地点）をもとに、火山専門家等の助言を踏まえ、対応について関係機関で検討・協議するものとする。

	噴火警戒レベル 3 <パターン 3-4-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 4km が発表された場合	P.24
	噴火警戒レベル 3 <パターン 3-3-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 3km が発表された場合	P.27
	噴火警戒レベル 3 <パターン 3-2-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 2km が発表された場合	P.30
	噴火警戒レベル 2 <パターン 2-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 1km が発表された場合	P.33
	噴火警戒レベル 1 <パターン 1-D> 火山活動は静穏な状態に戻る傾向にある状況 （火山活動が高まった場合には、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されることなく、噴火警戒レベル 2 が発表になる状況）	P.34
	噴火警戒レベル 1 <パターン 1-N> 火山活動は静穏な状況	P.13

* 噴火警戒レベルの発表が必ずしも段階を追って順番どおり上がるとは限らない（下がるときも同様）。



御嶽山周辺図（噴火警戒レベル 1 から 3 において防災対応が必要な範囲）

凡例（防災対応図内の記号・登山道について）

	規制を実施する場所
	火山活動・登山道等の状況により変更して規制を実施する場所
	通行禁止となる登山道・道路
	火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道・道路
	通行可能な登山道
	通行可能な道路
	閉鎖施設（※）

規制を実施する場所を変更することに関しては、規制箇所の設定方針（12 ページ）を参照

※「火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道・道路」内に閉鎖施設があり、その登山道・道路の通行禁止が解除されている場合は、その施設は閉鎖しない場合がある。

規制箇所の設定方針

1. 登山道・道路等において通行規制を実施する箇所は、原則として警戒が必要な範囲の外側とする。
2. 噴火が発生した場合は、すべての登山口において立入規制を行いすべての登山者等を速やかに下山させる。
3. 噴火後の規制箇所は、登山道の安全確認及び防災対策の整備が完了したところから、噴火警戒レベルに応じた規制箇所に戻すこととする。その際には、気象庁及び火山専門家に意見を求めるほか、必要に応じて協議会構成機関による安全確認を実施する。
4. 噴石対策実施済みの山小屋及び堅牢な建物である山小屋等の建物については、緊急時の一時的な避難場所として利用できるため、検討・協議（※1）を行った上で、警戒が必要な範囲の内側での規制箇所とすることもある。ただし、規制箇所とするのは営業中で有人の建物のみとし、火山活動の状況も十分考慮する。
 - ・ 噴火警戒レベル2において、二の池ヒュッテ 二ノ池山荘 石室山荘
 - ・ 噴火警戒レベル3（2km）において、五の池小屋 女人堂
 - ・ 噴火警戒レベル3（3km）において、長野県立御嶽山ビジターセンター（以下「田の原ビジターセンター」という。） 飯森高原駅 行場山荘
5. 噴石対策実施済みの避難小屋等については、緊急時の一時的な避難場所として利用できるため、火山活動の状況により、検討・協議（※1）を行った上で、警戒が必要な範囲の内側での規制箇所とすることがある。
 - ・ 噴火警戒レベル2において、王滝口登山道 8合目避難小屋
 - ・ 噴火警戒レベル3（2km）において、田の原遥拝所
6. 災害対策基本法第63条により設定している警戒区域（地獄谷火口から500mの区域）内を通る剣ヶ峰山頂及び王滝頂上付近の登山道については通行禁止とするが、火山活動の状況、安全対策の整備状況により通行禁止及び施設の閉鎖を解除することがある。
2025年現在、下記登山道において期間を限定して通行禁止を解除している。
 - ・ 黒沢口登山道 黒沢十字路から剣ヶ峰山頂
 - ・ 王滝口登山道 9合目避難小屋から王滝頂上及び王滝頂上から剣ヶ峰山頂、並びに黒沢十字路までの二ノ池トラバース道
※冬期間については、田ノ原駐車場で入山規制

※1 P.117 9.災害対策基本法に基づく警戒区域（2）警戒区域の縮小または解除 による

参考情報 設定方針4及び5に関わる山小屋・避難小屋等の状況（諸元）

- ・ 二の池ヒュッテ 堅牢建物 ヘルメット50個等配備
- ・ 二ノ池山荘 噴石対策済み ヘルメット100個配備 屋外スピーカー設置
- ・ 石室山荘 噴石対策済み ヘルメット100個・携帯型無線機等配備 屋外スピーカー設置
- ・ 五の池小屋 噴石対策済み ヘルメット100個・携帯型無線機等配備
- ・ 女人堂 堅牢建物 ヘルメット150個・携帯型無線機等配備
- ・ 行場山荘 堅牢建物 ヘルメット100個・携帯型無線機等配備
- ・ 田の原ビジターセンター
- ・ 王滝口登山道8合目避難小屋 屋根噴石対策済 ヘルメット配備 パトロール員常駐可能
- ・ 田の原遥拝所 堅牢建物 ヘルメット100個等配備 防災行政無線戸別受信機設置 パトロール員常駐可能

詳細は、資料編 火山災害時防災対応図参照